

＜JIPA スローガン＞ 現在のスローガンを継続します。

世界から期待され、世界をリードするJIPA  
*Creating IP Vision for the World*

日本知的財産協会(JIPA)は、1938年の創設以来、非営利の非政府系の民間団体として発展し、世界最大の知財ユーザー団体となって現在に至っております。数回のまた数年に亘る慎重な検討と会員の皆様の賛同を得て、いよいよ本年、JIPAは一般社団法人に生まれ変わりました。

「当協会は国内外の関係官庁及び関係団体に対して、当協会の見解を創設以来一貫して民間の独立性を維持して発信してきたことに鑑み、法人となった一般社団法人日本知的財産協会も、将来に亘って永久にその民間の独立性を担保して管理、運営すること」を原則として努めてまいります。また、本年は責任ある知財ユーザー団体として今後も永続的に運営、活動ができるよう体制の構築にも当たって参ります。会員の皆様のご協力をお願いいたします。

さて、日本経済は、第2次安倍内閣発足後、円高の是正や株価の上昇などを通じ、復活の兆しがさし、成長戦略が策定され、日本の「競争力」強化に向けてその成果が期待されるところです。一方、過去のリーマンショックや欧州危機、中国のシャドーバンキング問題などで世界が影響され、経済の混乱や金融不安すら起こるように、世界は益々相互の関連性が密接となり、一国またはある地域の困難に対して世界全体で立ち向かう必要が出てきており、世界レベルの「協調性」が求められています。

知財制度についてみても、日本の求心力の再獲得に向けて昨年6月「日本再興戦略」及び「知的財産政策に関する基本方針」が閣議決定され、特許庁はじめ政府機関では知財に関わる施策が国策として進められているところです。また、グローバルな視点ではTPPやRCEPなど国際連携の中で知的財産制度が重要な課題として交渉や論議が進められています。さらに、中国の出願件数の爆発的な伸張、インドの強制実施権の発動、米国の特許法改正、欧州の単一効特許制度と統一特許裁判所への歩み、アセアン諸国の知財制度整備への取り組みなど、世界の知財制度の潮流は変化し続けています。

このように変化し続ける環境にあって、知財マネジメントには、経営に貢献する鋭い知恵が求められているものと思います。知財制度は、言うまでもなく、成長を加速し、収益を強化し、資産効率を向上させるルールとして、「競争」と「協調」の両側面で機能を発揮します。そうであるからこそ、現在の複雑な国際関係や経済状況、様々な立場のプレーヤーが存在する市場において、知財マネジメントの責務は益々重要となってきたものと考えます。

このような環境のなか、JIPAは、政策面で多くのプロジェクトを形成し、また、専門集団である委員会が安定的に活動し、意見発信、調査・研究を行い、人材育成にも寄与することを実現しております。これを事務局が安定的に支える構造を持っており、様々な課題に対し取り組める組織となっています。また、JIPAは、これまで国内外の政府機関やWIPOなどの国際機関へ多くの意見発信を行い、制度の改革や運営に貢献しており、信頼を得ております。本年度は、変化し続ける組織を目指し、更なる活動体制の強化と様々なネットワークの充実を図ります。

また、JIPAの研修制度は、比肩するものが無い充実したものになっておりますが、人材育成のプラットフォームとして活用できるよう常に見直しを行います。

また、変化を先取りするためにも、関西や東海、中国・四国・九州その他の地域、国内外の団体や機関と連携を深めていくと共に、相互の関係を深めるための広報活動を推進します。

本年度も、冒頭のJIPAスローガンを踏襲し、「Creating IP Vision for the World」を念頭に、「競争」と「協調」を実現する活動を展開し、「世界から期待され、世界をリードするJIPA」を目指して参ります。是非とも会員の皆様と一丸となって、知財世界において求心力あるJIPAを築き上げたいと思っております。

このような基本スタンスを踏まえ、以下の基本方針に基づき、基本方針を達成するための重点活動計画を着実に実行し、会員の皆様の知財活動に対し、貢献する役割を遂行していく所存です。

## I. 基本方針

1. 日本の競争力強化および世界の範たる知財制度構築のための国内知財制度の改良、様々な機会を通じての制度調和の推進、新興国における模倣品・海賊版などの課題を含めた知財環境改善や法制度整備などに向けて、積極的に取り組む。また、国外の団体や機関とのネットワークの充実を図るとともに、JIPAの活動が国外に広く行渡るような施策も実行する。
  - (1)活動体制の強化
  - (2)グローバル活動の推進
  - (3)JIPA内部活動の活性化
2. 将来の日本を担う知財人材の育成に取り組む。世界レベルの知財制度の変化やグローバルなビジネスに対応できる人材の育成のため研修を見直し、活躍機会としての場を創造し提供する。
  - (1)変化に対応した研修プログラムによる知財活動の基盤となる人材の育成強化
  - (2)グローバルビジネスに対応できる人材の育成のための研修プログラムの立ち上げ
3. 法人化に伴う制度整備、体制作りを早急に行う。
4. 効率的な運営に努め、その上でJIPAスローガンの下、活動計画を着実に実行し、会員

各位の知財活動に貢献する。

## II. 基本方針を達成するための重点活動計画

### 1. 2014年度活動体制

#### (1)委員会

総合企画委員会

人材育成委員会、会誌広報委員会

専門委員会(18委員会)

特許第1、特許第2、国際第1、国際第2、国際第3、国際第4、医薬・バイオテクノロジー、ソフトウェア、著作権、マネジメント第1、マネジメント第2、情報システム、情報検索、ライセンス第1、ライセンス第2、意匠、商標、フェアトレード各委員会

#### (2)プロジェクト(8プロジェクト)

アジア戦略プロジェクト、

日中企業連携プロジェクト、

国際政策プロジェクト、

JIPA 知財シンポジウムプロジェクト、

職務発明制度プロジェクト、

経済連携プロジェクト、

WIPO グリーンプロジェクト、

営業秘密プロジェクト

### 2. 具体的施策

#### (1)グローバル活動の推進

##### ①特許制度調和に向けた国際政策活動

・三極ユーザー会議を継続的に開催し引き続き三極特許庁等の関係先に対して具体的提案を行うと共に、中国・韓国を含めた五極ユーザーが相互に意見の交換や発信を行うというような体制の在り方等について三極他団体とも協議し、活動する。

また日本・中国・韓国の三国における特許庁とユーザーとの会合について協力の在り方を検討する。

・EPO の長官級との定例意見交換会である Quality Meeting (特許の質に関する検討定例会)を継続する。

・WIPO- SCP (特許法常設委員会)へ参画し、医薬特許の取扱を含めて制度調和に関して大所高所的で政策的な観点から意見発信を行う。

・アジアにおける広域特許制度の構築に向けて検討を行うと共に、アジア諸国の国内制度・二国間および地域間での知的財産に関する合意について、その在り方および運用の改善を要請し、協力・支援活動を行う。

#### ②その他のグローバル活動

・日中企業連携会議の継続開催

これまでの活動成果である中国企業の知的財産活動に関する情報を適切な形で JIPA の会員企業に対し還元すると共に、本連携会議の継続開催によって中国企業の知財保護の意識を更に高めて、会員企業が中国市場で知的財産の取引を円滑に進めることができるような環境の構築を目指す。

・模倣品・海賊版対策活動の推進

国際知的財産保護フォーラム(IIPPF)第1PJ幹事団体として、中央・地方政府とのパイプを生かしながら、より効果的な活動を推進する。

・営業秘密保護強化に向けた活動推進

国際知的財産保護フォーラム(IIPPF)第5PJの幹事団体として、営業秘密の保護強化に向けた情報収集、官民プラットフォームの構築等の情報共有を行う活動、及び、関係各機関への意見発信を推進する。

#### ③WIPO Green(旧 GTPP)への協力

WIPO のデータベース運用等に対する積極的な協力活動を行い、JIPA 発の提案のさらなる発展と日本技術の地位を担保できるよう、一つでも活用される事例を生み出す。

### (2) JIPA 内部活動(専門委員会やPJ等)の活性化

#### ①2020年を見据えた知財のあり方についての研究

総合企画委員会と参与会にて特許ボックス税制の研究、NPE等の対応等の権利の取り扱いの協会内における検討体制等、世界の知財情勢を見据え、我が国の取るべき戦略などの大局的な課題についての研究を継続して行う。

#### ②職務発明制度の改正に向けた活動推進

2014年実施中の制度改正審議会に合わせ、収集した専門家意見等を基にして、職務発明の法人帰属への改正に向けて他団体と協調しながら展開する。

#### ③新興国に関するIP情報の提供とその内容の充実

グローバルビジネスにおいて重要性を増す新興国に代表団等を派遣し、企業が取り組むべき知財面での対応、課題に関する情報を収集し、会員企業にフィードバックを行う。

#### ④地方会員の知財活動支援

地方会員の知財活動支援の一環として、2012年度に設立した中国・四国・九州地区協議会や5年目を迎えるJIPA知的財産フォーラム関西等の活動を充実させ、地方会員のニーズに応じた活動を更に活性化する。

### ⑤広報活動の活性化

- ・英文メルマガ「JIPA マガ」を継続して発行するとともに、英文ホームページを戦略的に活用しJIPA執行部の考えを更に外部へ発信する。さらに、JIPA の活動成果を世界と共有するために、知財管理誌の記事を一部英文化し、公表することについて検討し実行する。
- ・特許庁、裁判所、国内外諸団体と積極的な意見・情報交換を行うと共に、「知財管理」誌、ホームページ等を利用した有益な情報発信を行う。
- ・2015年2月27日に東京国際フォーラムで、JIPA 知財シンポジウムを開催する。

### (3)人材育成

#### ①当協会の基盤である会員企業における人材を、時代や制度の変化に対応できるように育成する。

- ・会員企業の知財担当者のみならず一般技術者など広く、知財の基礎知識を習熟させ、会員企業の知財人材を育成する。
- ・基礎知識のみならず知財ビジネスに係る広範なスキル研修によって会員の知財人材のレベルアップをはかることで、ビジネス環境の変化や知的財産制度の変遷等に積極的に対応できる知財人材を育成する。
- ・研修会を今後も安定・継続的に運営することで、当協会の人材基盤、財務基盤の構築に貢献する。

#### ②知財グローバル人材等の育成

- ・次代を担う知財グローバル人材、知財を戦略的に活用できる人材の育成プログラムを検討し、早期の実施に繋げると共に、現行グローバルコースの充実を図る。

#### ③10年を迎える知財変革リーダー育成研修について内容を更に充実させる。

### (4)当協会の法人化後の運営体制整備

#### ①JIPA 経理・財務管理システム等の新会計基準への移行

- ・新会計基準に合わせた財務・経理管理システムへの移行を、確実に進める。

#### ②JIPA 規程、マニュアル等の整備

- ・会則は定款として確定したが、業種別部会・専門委員会関係の規程、マニュアル、また、海外派遣に関する規程、事務局内部規程の改訂・整備を引続き行う。

#### ③法人化後の JIPA 事務局及び事務局サポート専門家体制の強化

- ・一般社団法人としての体制を構築し外部の弁護士事務所、労務管理に関する産業医などの専門家との協力体制の整備、充実を図る。

#### ・グローバル対応人材の確保

法人化に伴い、内外意見発信の意義は高まると考えられるため、グローバル対応人材(海外知財政府機関、民間諸団体等との人脈作り、ロジ統括等)のミッションを明確化すると共に、適任者は、会員内外からも受け入れる体制を整備する。

以上